

**第 5 次苅田町総合計画後期基本計画等策定業務委託に係るプロポーザル方式での
事業者選定募集要項**

1 業務概要

(1) 業務名

第 5 次苅田町総合計画後期基本計画等策定業務委託

(2) 業務の目的

計画期間を令和 8 年度から令和 12 年度までとする後期基本計画を策定する。

第 2 期苅田町総合戦略においても令和 7 年度で計画期間が終了するため、第 3 期苅田町総合戦略を後期基本計画と関連付け一体的に策定する。

苅田町国土強靱化計画における第 2 期の計画の策定支援を行う。

(3) 業務内容

総合計画等策定に係る基礎的な調査・分析、資料提供、会議の運営・支援、助言、計画書の作成等

(詳細は、別紙「第 5 次苅田町総合計画後期基本計画等策定業務委託仕様書」のとおり)

(4) 見積限度額

19,943,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(5) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで

2 参加資格

プロポーザル方式による審査に提案する事業者 (以下「提案者」という。) は、以下に示す各号すべてを満たす者とする。

- (1) 苅田町の指名競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。
- (3) 苅田町建設工事等入札参加者指名停止措置規程に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。また、国及び他の地方自治体の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 過去 5 年以内に官公庁発注による同種業務等の受注実績があること。

- (5) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有するものでないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 主な選定日程（予定）

- | | | |
|-----|--------------------|-------------------------------|
| (1) | 第一次審査（参加申込書類）の受付開始 | 令和7年4月4日（金） |
| (2) | 第一次審査（参加申込書類）の受付期限 | 令和7年4月18日（金） |
| (3) | 第二次審査の実施に関する通知 | 令和7年4月22日（火） |
| (4) | 第二次審査（企画提案書類）の受付期限 | 令和7年4月25日（金） |
| (5) | プレゼンテーション審査の実施 | 令和7年5月8日（木）
～5月12日（月）のうち1日 |
| (6) | 選定結果の通知 | 令和7年5月15日（木） |

4 質疑の提出及び回答

提案を検討する者は、以下のとおり質疑を行うことができる。

- (1) **提出書類**
質疑回答書（様式1）
- (2) **提出期間**
令和7年4月4日（金）から令和7年4月11日（金）まで（必着）
（土・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）
※受付期限以降に提出された質疑及び規定する様式や方法によらない質疑は、一切受け付けない。
- (3) **提出方法**
メール又はFAX
※提出後、電話にて提出した旨を報告すること。
- (4) **提出先**
荻田町企画課企画政策担当（メール：kikakuseisakuka@town.kanda.lg.jp）
（FAX：093-436-3014）
- (5) **質疑に対する回答**
提出日の2営業日後までに、質疑回答書にて、メール又はFAXで質疑を行った者にのみ回答する。

5 参加申込書類（第一次審査用）の提出

提案者はプロポーザル方式による審査に提案するため、以下のとおり参加申込書類を提出する。

（１） 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書 （様式２） 正本１部 コピー５部
- ② 同種業務実績書（様式３） 正本１部 コピー５部
- ③ ②に記載の１業務において策定された他自治体の総合計画 コピー６部

提案者が過去に請け負った業務において策定されたもので、今回の委託業務の成果物としてイメージできるもの。

（２） 提出期間

令和７年４月４日（金）から令和７年４月１８日（金）まで（必着）

（土・日曜日及び祝日を除く、午前８時３０分から午後５時まで）

※天候不順や郵送／宅配業者に責がある遅延についてはそれらを客観的に証明できる場合に限り認めるものとする。

（３） 提出方法

持参又は郵送／宅配便

（４） 提出先

〒８００－０３９２

福岡県京都郡苅田町富久町１丁目１９番地１

苅田町企画課企画政策担当

（５） 注意事項

- ① あらかじめ指示した事項に違反した書類は無効とする。
- ② 提出した後の書類は、書き換え、差し換え又は撤回することはできない。
- ③ 提出書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ④ 本町に提出された書類は返却しない。
- ⑤ 提出された書類の取扱いは、苅田町情報公開条例（平成８年１２月２５日苅田町条例第２０号）によることとする。

6 第一次審査の実施

（１） 審査・選定方法

本町が別に定める委員により組織する「苅田町総合計画策定業務プロポーザル方式審査委員会」において、提出された参加申込書類を基に以下のとおりに書類審査を行い、上位３者を限度として選定する。

- ① 審査基準及び各項目の配点（合計 100 点）は以下のとおりとする。

項 目	審 査 基 準	配 点
実績	・過去 5 年以内に同種業務等に関してどれほどの受注実績があるか。	10 点
実績の内容 （他自治体の総合計画）	・見やすく、分かりやすいデザインとなっているか。	30 点
	・政策等が体系的に分類され、分かりやすい構成となっているか。	30 点
	・指標等を適切に取り入れ、計画の進捗管理を実施できる仕組みとなっているか。	30 点
合計		100 点

- ② 得点化方法

各項目の審査は、上記①に示す配点が付された審査項目毎に、次のとおり 5 段階で審査し得点化する。

審 査 結 果		得点化方法
A	特に優れている	配点の 100%
B	優れている	配点の 80%
C	普通	配点の 50%
D	やや不十分	配点の 30%
E	不十分	配点の 0%

（２） 選定結果

第一次審査の選定結果は、第一次審査に参加した提案者全員に対して令和 7 年 4 月 22 日（火）に書面にて通知する。第一次審査で選定された提案者に対しては、同時にプレゼンテーション審査の日時と場所を通知する（日にちは、令和 7 年 5 月 8 日（木）～ 5 月 12 日（月）の 1 日を予定）。

7 企画提案書類（第二次審査用）の提出

第一次審査で選定された提案者は以下のとおり企画提案書類を提出する。

（１） 提出書類及び提出部数

- ① 企画提案書（様式 4） 正本 1 部 コピー 5 部
（記載については、「8 企画提案書の作成要領」を参照のこと。）

② 業務実施体制表（様式 5） 正本 1 部 コピー 5 部

③ 見積内訳書（任意様式） 正本 1 部 コピー 5 部

（２） 提出期間

令和 7 年 4 月 22 日（火）から令和 7 年 4 月 25 日（金）まで（必着）

（土・日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

※天候不順や郵送／宅配業者に責がある遅延については認めるものとする。

（３） 提出方法・提出先

上記 5（３）、（４）と同じ

（４） 注意事項

- ① あらかじめ指示した事項に違反した提案書類は無効とする。
- ② 提出した後の提案書類は、書き換え、差し換え又は撤回することはできない。
- ③ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ④ 本町に提出された提案書類は返却しない。
- ⑤ 提案書類の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑥ 提出された提案書類の取扱いは、苅田町情報公開条例（平成 8 年 12 月 25 日苅田町条例第 20 号）によることとする。なお、提案書類において企業秘密に該当する部分については、提案書類にその旨を明記する等明らかにすること。

8 企画提案書の作成要領

（１） 記載内容

① 会社概要

② 企画提案内容（考え方、進め方等）

※考え方・実施にあたってのポイント等を簡潔に記載すること。

※仕様書に記載のない業務内容は、強調すること。

③ 工程・スケジュール

※本町職員と提案者の作業分担について明記すること。

（２） 様式

- ① 様式は基本的に A 4 版で横書き、縦型・横型については任意とする。ただし、図表等について、必要に応じて A 3 版横型も可とする。A 3 版の場合は片面で 2 ページとする。
- ② 製本等は簡易として、フォルダ等の添付は不要。
- ③ 枚数は、表紙・目次を除き、30 ページ以内とし、ページ番号を付ける。
- ④ 企画提案書の本文のフォントサイズは、10 ポイント以上を基本とする（ただし、図表等の貼り付け等はこの限りではない）。

9 第二次審査の実施

(1) プレゼンテーション審査の実施

企画提案書類の内容について、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

- ① プレゼンテーションは 30 分以内とする。
- ② プレゼンテーション後に、企画提案書や見積書、プレゼンテーション内容等についてヒアリング（質疑）を 10 分程度行うので応答すること。
- ③ ヒアリングでの発言については、企画提案書類と同等の取り扱いとする。
- ④ プレゼンテーションは、企画提案書の項目内容について個々に提案する。ただし、企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- ⑤ 出席者は、担当予定技術者を含め 3 名以内とする。
- ⑥ スクリーン・プロジェクターについては本町で用意するが、その他必要な O A 機器等は各参加者で準備する。
- ⑦ プレゼンテーション用の配布資料については認めない。

(2) 審査方法

「苅田町総合計画策定業務プロポーザル方式選定審査委員会」において企画提案書類及びプレゼンテーションを基に以下のとおり審査を行う。

- ① 審査基準及び各項目の配点（合計 100 点）は以下のとおりとする。

項 目	審 査 基 準	配 点
総合計画に関する知識	・これからの時代の総合計画策定に求められることに関して十分な知識や考え方を有しているか。	10 点
課題の整理・分析	・課題の整理・分析手法についての知識を有しているか。	10 点
P D C A サイクルの仕組みの構築	・計画を効率的・効果的に推進できる仕組みが提案されているか。	20 点
効率的な総合戦略の策定	・効率的且つ P D C A サイクルなどの運用まで考慮されたものとなっているか。	20 点
独自提案	・その他、本町にとって有効・有益な独自の提案が示されているか。	10 点
工程	・具体的かつ現実的なスケジュールが提案	5 点

	されているか。	
プレゼンテーション	・業務への意欲が旺盛であるか。質問に対する応答は明確であるか。	10 点
体制・人員	・本業務を迅速かつ正確に実行するための体制・人員が確保されているか。	5 点
価格	・適正かつ安価な価格が提示されているか。	10 点
合計		100 点

② 得点化方法

上記 6（１）②と同じ

（３） 選定方法

上記（２）にて、各審査員の得点の合計が最も高い提案を行った提案者を最優秀提案者として選定する。得点の合計が最も高い提案をした者が２者以上いる場合には、見積金額が安価な方を最優秀提案者として選定する。

（４） 選定結果

第二次審査の選定結果は、第二次審査に参加した提案者全員に対して令和 7 年 5 月 15 日（木）に書面にて通知する。

１０ 契約の締結

- ① 町長は、最優秀提案者と本業務の契約締結協議を行う。
- ② 町長は①の協議を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ③ ①の協議の結果、合意に至らなかった場合、若しくは最優秀提案者に本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の提案者を繰り上げて、順次協議する。
- ④ 契約手続きは、苅田町契約規則の規定に定めるところによる。
- ⑤ 契約書には、提案内容及び合意内容に基づいて作成した特記仕様書を添付する。
- ⑥ 町長は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

１１ 連絡先

苅田町役場 企画課 企画政策担当 （担当：村上、松蔭）

住 所 〒800－0392 福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 1 9 番地 1

電 話 093－588－1006（直通）

093－434－1111（代表）

内 線 332

F A X 093－436－3014

電子メールアドレス kikakuseisakuka@town.kanda.lg.jp

受 付 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土・日曜日及び祝日を除く）